

第4次八頭町男女共同参画プラン (案)

～『男女がともに輝くまちづくり』を目指して～

鳥取県八頭町
令和3年3月

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	基本理念	5
5	これまでの取組の総括	6
6	計画策定の経過	8
7	計画の構成	8
8	第4次八頭町男女共同参画プラン体系図	9

第2章 施策の基本的方向と具体的展開

I 男女がともに参画する人づくり

1	男女共同参画に向けた教育の充実	10
①	学校教育・社会教育における男女共同参画推進	11
②	家庭や地域における教育・学習の充実	12
③	子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進	12
2	あらゆる暴力の根絶	14
①	防止に向けた意識啓発	15
②	情報提供と相談窓口の充実	16
③	被害者の救済と支援	16

II 男女がともに担う暮らしづくり

3	職場における男女共同参画の推進	18
①	男女の雇用機会均等の定着促進	19
②	女性の積極的な登用	19
③	女性の再就職などチャレンジ支援	20
4	家庭における男女共同参画の推進	22
①	家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消	24
②	男性の家庭生活への参画促進	24
③	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	24
5	生涯を通じた男女の健康支援	26
①	各年代に応じた男女の健康増進	27
②	母性の保護と母子保健対策の推進	27
③	健康を支える食育及びスポーツ活動の推進	28

Ⅲ男女がともに支え合う地域づくり

6	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	29
①	意思決定の場への女性の参画拡大	30
②	女性の人材・リーダーの育成	30
③	まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起	30
7	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	32
①	住民活動への女性の参画	32
②	多様性を認め合う意識の啓発	33
③	人権を尊重した社会環境の醸成	33
8	地域における男女共同参画の推進	34
①	地域活動団体などの育成・支援	35
②	防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進	35
③	子育て支援サービスの充実	36

第3章 計画の推進

1	八頭町男女共同参画審議会の設置	37
2	行政内部の推進体制の整備	37
3	民間団体及び地域住民との連携	37
4	八頭町男女共同参画センター〈かがやき〉	37

調査資料

参考資料

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

私たちが目指す男女共同参画社会とは、『男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』（男女共同参画社会基本法第2条）です。このような社会では、女性も男性もともに、職場・家庭・地域などで個性と能力を発揮し、一人ひとりの人権を尊重し、助け合いながら豊かな生き方を実現することができます。

国においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、非正規労働者の増加と貧困・賃金格差の拡大など、急速に変化する状況にあつて、女性の自立と幅広い分野への参画を進めており、女性の個性と能力を男性とともに社会に活かしていくことは、持続可能な社会づくりを進める上で、ますます重要になっています。こうした中、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）」を制定するなど、女性の活躍推進への期待が高まっています。

しかしながら、我が国のジェンダー・ギャップ指数（国ごとの男女格差を測るもの）は世界153か国中121位（世界経済フォーラム Global Gender Gap Report 2020年）であり、先進国の中でも著しく低い状況が続いています。政治、経済、教育、健康の4つの分野のうち、特に政治、経済分野における数値が低く、「2020年までに指導的地位に占める女性割合を30%にする」という政府目標も先送りされるなど、政策・方針決定過程への女性参画比率が少ないことや職場における男性との処遇の違い、賃金格差などが解消されていないことから、女性の自立と社会参画が進んでいないと言えます。

八頭町では、平成17年に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画によるまちづくりの基本理念を定め、平成18年に策定した『第1次八頭町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）』において、理念実現に向けた具体的な施策を設定しました。それ以降、平成23年に第2次プラン、平成28年に第3次プランを策定し、その間、男女共同参画センター〈かがやき〉を施策の実施拠点として位置づけ、積極的に展開を進めてきました。

第3次プランでは、3つの基本目標と8つの重点目標、24の施策の方向性を設定し、施策を推進しました。それにより、審議会などにおける女性の登用率や役場内部の管理職に占める女性の割合の増加、ドメスティック・バイオレンス（※1）（以下「DV」という。）や出産・子育て後の再就職などの相談体制の拡充、障がい児保育・一時保育・特別保育の実施や第2子以降保育料無償化等子育て支援制度の充実において一定の成果も見られます。

以上のような状況に加え、第3次プランに沿って実施してきた取組の成果や課題、国や県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、男女共同参画の推進を目指し、更なる取組を推進するため、『第4次八頭町男女共同参画プラン』を策定します。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった方から受ける暴力のこと。身体的暴力（殴る、蹴る、髪を引っ張るなど）のほか、精神的暴力（怒鳴る、無視、交友関係の監視など）、性的暴力（性行為の強要など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）がある。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び八頭町男女がともに輝くまちづくり条例第9条第1項の規定に基づいて、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「鳥取県男女共同参画計画」を勘案し策定するもので、八頭町における男女共同参画社会の形成を推進するための指針となる計画です。

また、この計画の一部を女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とします。

なお、現行の計画の見直しにあたっては「第2次八頭町総合計画（後期基本計画）」、「第2期八頭町総合戦略」や他の部門の計画との整合性を図りました。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

4 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」に基づき、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進することとします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(※2)）を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて採択された、「世界中の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を踏まえ、男女共同参画による持続可能な地域社会の形成に向けて、実効性のある取組を続けていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画の重点目標別に、SDGsの目指す目標の達成に資するものを、上記のアイコンで表示し目標とすることとします。

※2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康・権利。平成6（1994）年の国連会議（国際人口・開発会議）で採択された「行動計画」において提唱された考え方。すべてのカップルと個人が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて自由に責任を持って選択し、自ら決定する権利。

5 これまでの取組の総括

八頭町では、平成17年に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画に関する基本計画の策定を義務付け、平成18年に第1次プランを策定し、平成22年には八頭町男女共同参画センター（かがやき）を設置して施策の積極的な展開を図ってきました。平成23年及び平成28年の計画改定においては、社会情勢だけでなく、町民意識調査の結果を勘案し、第2次、第3次プランへと移行し、さらなる男女共同参画社会の形成の進展へ向けた様々な施策に取り組んできました。

第3次プランでは、「男女がともに輝くまちづくり」を目標とし、目的別の大分類となる3つの基本目標“男女がともに参画する人づくり”、“男女がともに担う暮らしづくり”、“男女がともに支え合う地域づくり”に基づき、〔男女共同参画にむけた教育の充実〕や〔あらゆる暴力の根絶〕など8つの重点目標とそれぞれに施策の方向性を定め、「かがやき広場」などの各種啓発事業や保育サービスの充実、DV等各種相談窓口の充実などの事業について、計画に沿って実施してきました。

しかしながら、PTA会長、集落役員への女性登用などが目標値を下回っており、女性に対する意識啓発が必要であると同時に、農村地域において依然として固定的性別役割分担意識(※3)が残っており、女性の参画促進を阻害する一因と考えられます。また、男性の育児休業取得率、男女間の賃金格差の是正についても目標値を下回り、男性は仕事中心になりがちで家事・育児負担が女性に偏る傾向もあることから、ワーク・ライフ・バランス(※4)をさらに推進することなど、達成できなかった事業から課題が見えてきました。

※3 固定的性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

※4 ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

さらに、令和2年3月に実施した〔男女共同参画に関するアンケート調査〕（以下〔アンケート調査〕という。）の結果から、次の事項が明らかになりました。

- (1) これまでの調査結果と同様に、〔社会通念・習慣やしきたり〕〔社会全体〕〔法律や制度〕において、男女の地位に対する不平等感が強い状況が続いています。〔社会習慣・制度〕や〔性別による役割分担意識の存在〕の面で、女性の人権が尊重されていないと感じていることから、地域コミュニティや社会全体における固定的性別役割分担意識の根深さがうかがえます。
- (2) 固定的性別役割分担意識に対して否定的な考えが増加している一方で、実際の家庭生活のあらゆる場面では女性への負担は改善しておらず、女性の不満感が増加しており、理想と現実の格差が解消されていないと言えます。
- (3) 女性の就労において、出産・子育て等で一時的に休むにしろ、将来的に〔継

続して仕事をする]ことを望む方が多く、そのためにはパートナーや家族の理解や家事育児への参加、休暇制度の充実や取得しやすい労働環境への改善、公的サービス等によるサポートや支援など働き方改革の推進が求められています。

- (4) 男女ともに、仕事優先の傾向が強いですが、家庭や趣味、地域活動等との調和のとれた生活の実現には、労働時間の短縮や休暇取得のしやすさなど働き方改革の推進が重要です。また女性にとっては、家庭生活での負担軽減や地域等への参画のために、男性の理解、協力、支援がかなり重要であることがうかがえます。
- (5) 被害者の割合は減少していますが、男女ともにDVの実態がみられ、事態を軽視や正当化したり、恥ずかしいと考え、相談した方以上に相談しなかった方が多く見られました。セクシュアル・ハラスメント(※5)(以下「セクハラ」という。)については、女性に対して増加傾向にあり、幼少期から家庭や学校での男女平等、暴力防止教育、相談・救済事業の更なる充実が求められています。
- (6) 八頭町が男女共同参画社会を実現するために、〔働く環境の改善〕〔病気や緊急時の家事・育児サポート事業の充実〕〔保育事業の充実〕と併せ、〔教育における男女平等教育の推進〕〔相談事業の充実〕がより強く求められていることから、『就労による女性の経済的自立』『子育てを男女がともに担い、地域社会全体で支える体制』『関係機関の緊密な連携による相談事業等支援体制の充実』を目指した取組が必要です。

以上の点を踏まえ、『第4次八頭町男女共同参画プラン』においても、基本目標を次の3点とし、継続して目標達成に向けた具体的施策を展開していくこととします。

- I) 男女がともに参画する 人づくり
- II) 男女がともに担う 暮らしづくり
- III) 男女がともに支え合う 地域づくり

※5 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手の望まない性的な言動又は性差別的な意識による精神的な暴力や嫌がらせ。

6 計画策定の経過

- 令和2年2月 令和元年度第2回男女共同参画審議会開催
・男女共同参画に関するアンケート調査の実施について内容などを審議
- 令和2年3月 男女共同参画に関するアンケート調査の実施
- 令和2年6月 令和2年度第1回男女共同参画審議会開催
・平成28年3月に策定した『第3次八頭町男女共同参画プラン』の進捗状況及び総括について審議
・男女共同参画に関するアンケート調査の集計結果について審議
- 令和2年8月 令和2年度第2回男女共同参画審議会開催
・アンケート調査結果の分析及び『第4次八頭町男女共同参画プラン』の骨子案審議
- 令和2年9月 令和2年度第3回男女共同参画審議会開催
・『第4次八頭町男女共同参画プラン素案』について審議
- 令和2年12月 議会説明
- 令和2年12月 町民意見募集(パブリックコメント)
～令和3年1月
- 令和3年2月 令和2年度第4回男女共同参画審議会
・『第4次八頭町男女共同参画プラン素案』について審議
- 令和3年2月 男女共同参画推進本部会議
- 令和3年3月 令和2年度第5回男女共同参画審議会
- 令和3年3月 『第4次八頭町男女共同参画プラン』策定

7 計画の構成

第1章は、「計画の基本的な考え方」として、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間などを記述しています。

第2章は、「施策の基本的方向と具体的展開」として、基本目標、重点目標、施策の方向を示し、それに向けての具体的施策を記述しています。

第3章は、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「推進体制」について記述しています。

8 第4次八頭町男女共同参画プラン体系図

目標

男女がともに輝くまちづくり

基本理念

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意志によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

基本目標

I
男女が
ともに参画する
人づくり

II
男女が
ともに担う
暮らしづくり

III
男女が
ともに支え合う
地域づくり

重点目標

1 男女共同参画に向けた教育の
充実

2 あらゆる暴力の根絶

3 職場における男女共同参画の
推進

4 家庭における男女共同参画の
推進

5 生涯を通じた男女の健康支援

6 政策・方針決定過程への女性の
参画拡大

7 男女共同参画の視点に立った
社会制度・慣行の見直し

8 地域における男女共同参画の
推進

施策の方向性

- ① 学校教育・社会教育における男女共同参画推進
- ② 家庭や地域における教育・学習の充実
- ③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

- ① 防止に向けた意識啓発
- ② 情報提供と相談窓口の充実
- ③ 被害者の救済と支援

- ① 男女の雇用機会均等の定着促進
- ② 女性の積極的な登用
- ③ 女性の再就職などチャレンジ支援

- ① 家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消
- ② 男性の家庭生活への参画促進
- ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ① 各年代に応じた男女の健康増進
- ② 母性の保護と母子保健対策の推進
- ③ 健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

- ① 意思決定の場への女性の参画拡大
- ② 女性の人材・リーダーの育成
- ③ まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

- ① 住民活動への女性の参画
- ② 多様性を認め合う意識の啓発
- ③ 人権を尊重した社会環境の醸成

- ① 地域活動団体などの育成・支援
- ② 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進
- ③ 子育て支援サービスの充実

第2章 施策の基本的方向と具体的展開

I 男女がともに参画する人づくり

1 男女共同参画に向けた教育の充実



【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を持つこと、また社会全体の意識改革が不可欠です。

今回（令和2年）行った〔八頭町男女共同参画に関するアンケート調査〕（以下「〔アンケート調査〕」という。）では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、6割近くの方が反対されています。しかし、子育てに関する設問のうち〔女らしく、男らしく〕育てる方がよいという考え方については、反対よりも賛成の方がわずかながら多く、4割以上の方が賛成されており、固定的性別役割分担意識は、少しずつ改善傾向にあるものの、まだ根強く残っていると言えます。

人権尊重に基づいた男女共同参画について理解を深め、ジェンダー意識(※6)にとらわれず、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場など生涯を通じて様々な場や機会教育・学習を進めることはとても重要です。

個人の意思や意見を無視し、「男だから」「女だから」といった性別による画一的な偏見や扱いは、子どもたちが固定的性別役割分担意識(※3)を無意識のうちに内在させかねません。子どもの自由と自立が尊重されるよう、人権について理解を深める学習の機会を確保することが必要です。

あわせて、LGBT(※7)のような性的少数者の人権についても理解を深め、女性、男性及び多様な性が平等であり、すべての人が性別に関わらず自己決定、自己選択できる社会を実現するための啓発を推進します。

※6 ジェンダー意識

社会的、文化的に作られた「男らしさ」「女らしさ」などの画一的で多数派の規範意識。

※3 固定的性別役割分担意識（再掲）

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

※7 LGBT

「L」はレズビアン（女性の同性愛者）、「G」はゲイ（男性の同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（心の性と体の性が不一致）から作られた言葉で、性的少数者の総称。

図-1

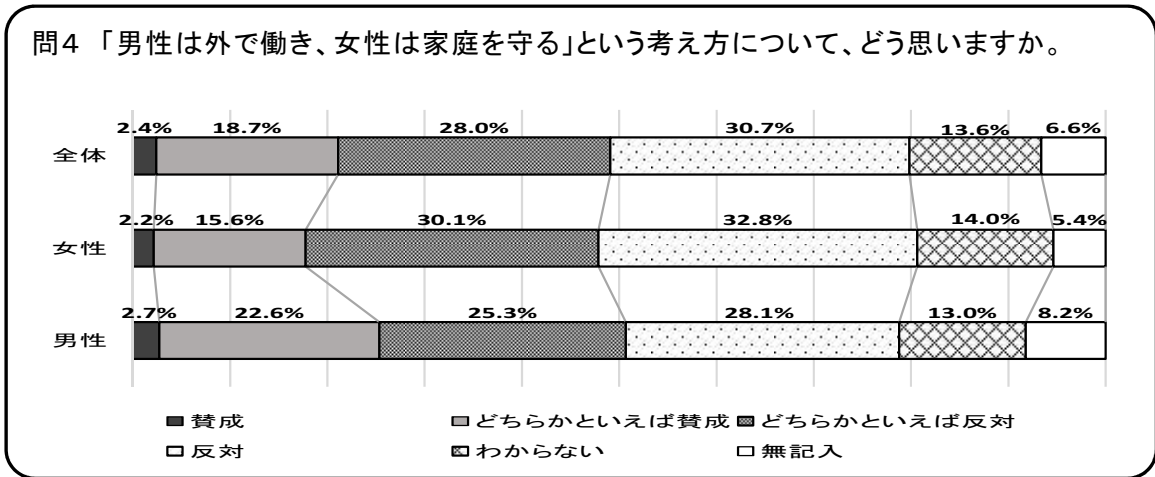
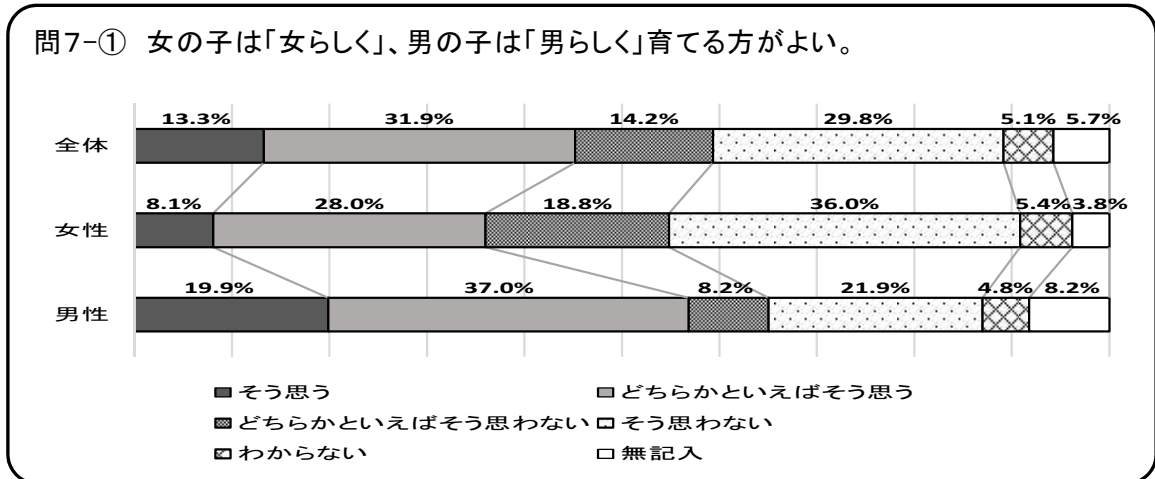


図-2



【施策の方向性】

①学校教育・社会教育における男女共同参画推進

未来を担う子どもたちの男女共同参画に対する理解の推進と併せて、子どもたちに大きな影響を及ぼす教職員自身や大人においても社会教育・生涯学習の場を通じて理解の推進を図ります。

具体的施策	施策内容	担当課
女性の登用促進・啓発	○ P T A 執行役員 R 元年度 2 9 . 4 % → R 7 年度目標 5 0 %	教育委員会
学校における適切な性に関する教育の推進	女性、男性及び多様な性に関し、人権尊重・平等の精神に基づく正しい知識を身に付けるための教育を推進します。	教育委員会 人権推進課 男女共同参画センター
誰もが参加しやすい P T A 活動の推進	P T A 活動や参観日の日程・内容について配慮を行うなど、保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	教育委員会

具体的施策	施策内容	担当課
学校における人権尊重教育の充実	学校教育やPTA研修などを通して、人権に関する教育の充実を図ります。	教育委員会 人権推進課
教育関係者の男女共同参画意識の向上	教育関係者の男女共同参画意識を高めるために啓発講座や研修の充実を図ります。	教育委員会 男女共同参画センター
生涯学習への参加促進	誰もが参加しやすいように、生涯学習講座など各種研修会の開催日時に配慮を行い、市民の学習参加を促進します。	教育委員会 中央公民館

②家庭や地域における教育・学習の充実

保護者・地域住民が男女共同参画に関する学習活動へ積極的に参加できる機会を提供することで、子どもたちが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを尊重しながら自らの生き方を主体的に選択する能力を育んでいける環境の整備・充実を図ります。

具体的施策	施策内容	担当課
家事や育児・介護を体験する機会の創出	男女ともに必要な家事や育児、介護に対する関心を高めるための交流や学習に努めます。	教育委員会 子育て支援センター 男女共同参画センター
女性のエンパワメント(※8)	女性の能力発揮の推進を図る意識啓発をするとともに、教養講座及び育成講座などを開催し、学習活動の充実を図ります。	教育委員会 中央公民館 男女共同参画センター

※8 女性のエンパワメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

③子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

学校教育での子ども達の発達に応じた男女平等に関する教育は、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながり、発達段階に応じて、人権尊重、男女平等についての指導の充実にも努めます。

具体的施策	施策内容	担当課
男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	保育所・小学校・中学校で心身の発達段階や年代に応じた男女平等教育・学習を推進します。	教育委員会
男女共同参画の視点を踏まえた児童・生徒指導	児童生徒が各自の能力や適性を発見し、幅広い視野から性別にとられない進路、多様な生き方の選択ができるよう、教育・指導を行います。	教育委員会

具体的施策	施策内容	担当課
職場体験事業の実施	中学生を対象に、職場体験を行い、性別に関わらず様々な職業について体験し、職業意識の育成を図ります。	教育委員会

2 あらゆる暴力の根絶



【現状と課題】

男女間におけるあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。

[アンケート調査]のDVの体験を尋ねた項目では、女性では約2割の方が何らかの暴力を受けており、男性でも約1割の方が何らかの暴力を受けています。セクハラについては、女性の3割以上が被害を受けており、男性も被害を受けられた方がいます。

DVは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)の施行等により、法的な規制が整備されています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために推進された「外出自粛(ステイホーム)」により、家庭内での暴力の増加や深刻化が懸念されています。さらに、DV被害に対する社会的な理解や当事者の意識が不十分なため、誰にも相談することなく潜在化しているケースも多く、DV被害は無視や言葉の暴力から身体的な暴力へ、また配偶者から子どもや高齢者へ拡大する可能性があります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携を取りながら、子どもに対する学校や家庭での男女平等や暴力防止の教育、DVを根絶するための社会的認識の周知、また早期発見・早期対応のため相談・支援体制の充実を図ることが重要です。《DV防止法関連》

図-3

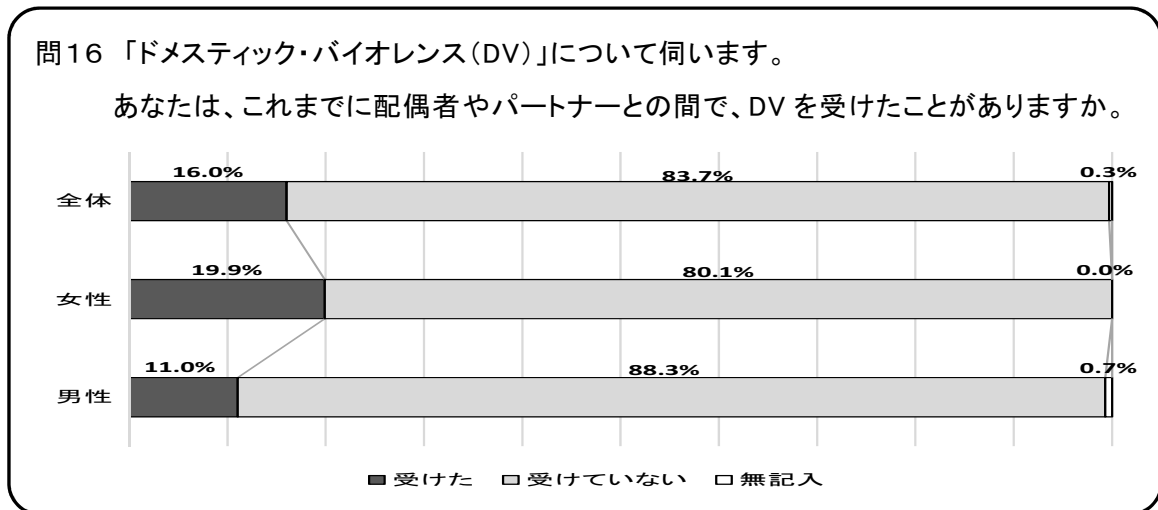
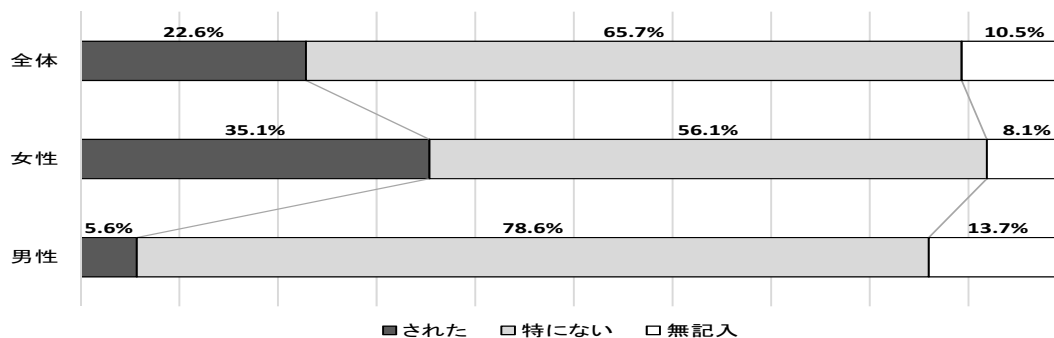


図 - 4

問21 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは、性別に関係なく、性的な言動によって相手を不快にさせたり、性的な行為を強要したりすることで、人権問題の一つです。
あなたは、これまでにセクハラをされたことがありますか。



【施策の方向性】

①防止に向けた意識啓発

スクールセクハラ(※9)やデートDV(※10)など、被害の低年齢化も社会的に大きな問題となっています。全世代でDVやセクハラに対する正しい知識と暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発や年齢に応じた学習機会の提供・充実を図ります。

※9 スクールセクハラ

学校におけるセクハラのこと。教師から生徒に対する場合がほとんどであるが、教師同士、生徒同士の場合もあり、相手に対して性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触、性的な強要などを行い、相手を不快にさせること。

※10 デートDV

カップル間で起こる暴力のこと。「愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動。

具体的施策	施策内容	担当課
DV根絶への社会的認識の徹底、啓発	広報紙などを通じて、DVは犯罪であるという認識を高めるとともに、研修や防止啓発講座を行うことで、DVの根絶を目指します。	人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
セクハラ防止啓発	地域社会、教育の場などにおけるセクハラの防止のための啓発活動を行います。	全課
スクールセクハラ、デートDV防止啓発	お互いを尊重し対等な関係が築けるよう、教育現場におけるセクハラ(スクールセクハラ)、恋人同士でおきる暴力(デートDV)などに関する正しい知識と防止啓発活動を行います。	教育委員会 男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
児童虐待防止啓発	啓発パンフレット配布、ポスター掲示を行うなど防止啓発に努めるとともに、要保護児童地域対策協議会による個別支援会議（ケース検討会）での関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	保健課 町民課 各保育所 人権推進課 教育委員会 男女共同参画センター
高齢者虐待防止啓発	虐待による被害を防止するため、高齢者虐待防止に関する周知、啓発を行います。講演会、認知症サポーター養成講座を各集落、各種団体を対象に開催し、認知症を原因とする高齢者虐待を防止するための周知啓発に努めます。また、郡家警察署、とっとり東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉事務所等の関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	保健課 地域包括支援センター

②情報提供と相談窓口の充実

「暴力は犯罪であり、決して許されるものではない」との認識を広く社会に徹底することが重要であり、そのような啓発活動を行うとともに早期発見・早期対応につながる体制の充実を推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
相談窓口の充実	人権擁護委員による人権相談窓口や弁護士による法律相談窓口などを開設し、相談しやすい体制の充実を図るとともに、被害の顕在化を防止し、効果的な相談業務に努めます。	企画課 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
被害者の早期発見・早期対応	医療機関・弁護士・民間支援団体などの関係機関・関係各課との連携を強化することにより、DVなどの相談業務を担っている専門機関の情報を共有し、必要な援助が幅広く行えるように努めます。	町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター

③被害者の救済と支援

公的相談機関、民間支援団体などと連携し、安全な生活が確保できるよう被害者の救済・支援につなげていくとともに、被害者の置かれた立場を十分理解し、適切な対応・支援ができるよう、担当職員の研修の充実など継続的な資質の向上に努めます。

具体的施策	施策内容	担当課
公的相談機関、民間支援団体との連携促進	福祉相談センター、法務局などの公的相談機関、民間支援団体などと連携し、相談・支援体制の強化に努めます。	町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
研修の充実と職員の人材確保	二次被害(※11)を防止し、被害者への適切な対応・支援ができるよう研修の充実を図り、継続的な職員の資質向上に努めます。	全課

※11 二次被害

DVの被害者が支援される過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない、職務関係者や周りの人からの不適切な言動によって、更に傷つけられてしまうこと。

II 男女がともに担う暮らしづくり

3 職場における男女共同参画の推進



【現状と課題】

人口減少、少子高齢化が急速に進み、八頭町においても生産年齢人口が減少する中、女性も男性も働きたい人が性別に関係なくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものであり、活力の向上の観点からも極めて重要な意義を持つと考えられます。

〔アンケート調査〕でも、望ましい女性の働き方として、全体の6割以上の方が〔子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をする〕を選択されています。

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成31年4月には「働き方改革関連法」が施行され、官民の積極的な取組が行われ、女性の就労に関する整備が進められてきました。

しかしながら、依然として育児や介護等の理由により、また周囲の固定的性別役割分担意識の影響により、就業したくてもできない、あるいははじめから就業をあきらめている女性も少なくないと考えられます。

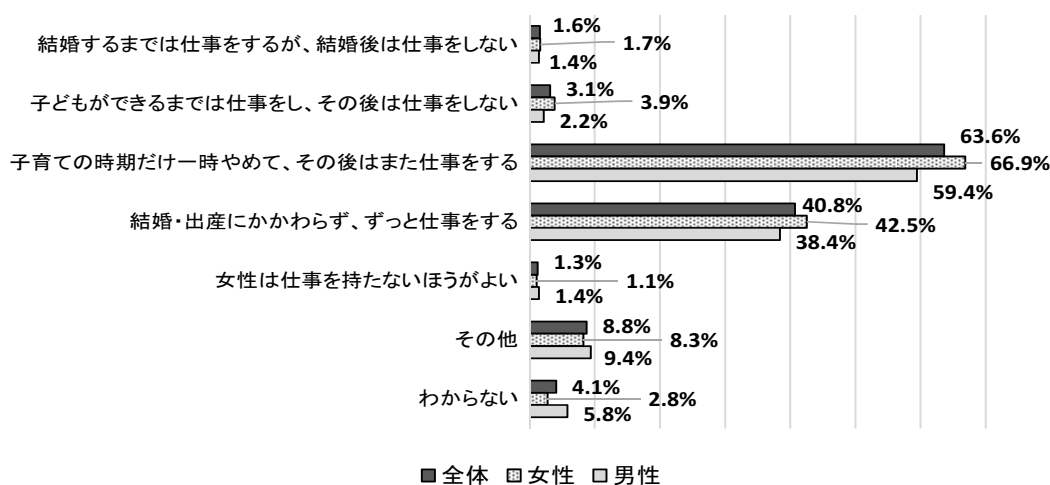
本人の意思が尊重され、男性も女性も働きたい人全てが、仕事と生活との二者択一を迫られることなく働き続けることが可能となるよう、働く場における男女共同参画及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※4））の啓発活動を着実に推進することが重要です。

※4 ワーク・ライフ・バランス（再掲）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

図-5

問8 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。
【当てはまる数字すべてに○をつけてください。】



※回答は各設問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で表示してあります。

【施策の方向性】

①男女の雇用機会均等の定着促進

性別を理由とする差別的扱いや職場におけるセクハラ、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いなどあらゆるハラスメント(※12)の根絶、男女間の賃金格差の是正など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を推進する上での啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
育児・介護休業法など制度の周知と利用啓発	育児・介護休業制度など多様な働き方を可能とする制度の普及啓発と利用促進を行います。 ○男性の育児休業取得率（県内民間企業） H29年度5.6%→R7年度目標30%	総務課 産業観光課 保健課 男女共同参画センター
男女間の賃金格差の是正啓発	男女間の賃金格差の是正に向け、町内企業への啓発を行います。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女雇用機会均等法などの関係法の周知啓発	男女雇用機会均等法などの労働関連法について、広報紙などで周知と啓発を行い、町内企業における男女の機会均等と公正な処遇の確保に努めます。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
あらゆるハラスメント防止に向けての取組推進	セクハラ、パワー・ハラスメント(※13)、モラル・ハラスメント(※14)、マタニティ・ハラスメント(※15)などあらゆるハラスメントの防止に向けて啓発を行うとともに、相談窓口の充実と関係機関との連携強化を図ります。	全課

※12 ハラスメント

様々な場面での嫌がらせ。

※13 パワー・ハラスメント

職場の上司などによる権力（パワー）を利用した嫌がらせ。

※14 モラル・ハラスメント

言葉や態度などによって心を傷付ける精神的嫌がらせ。

※15 マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産、子育てなどをきっかけとした嫌がらせや不利益な扱い。

②女性の積極的な登用

就業は生活の経済的基盤であり、女性の安定した就労を図ることは経済的な自立の基盤でもあり、また働くことは自己実現につながるものでもあります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な課題であり、各分野における女性の参画・登用率の増加を図ります。《女性活躍推進法関連》

具体的施策	施策内容	担当課
役場内部の女性の管理職への積極的登用	○ R元年度45.5%→R7年度目標50%	総務課

具体的施策	施策内容	担当課
女性の活躍推進法の啓発	女性が職業生活において、個人の希望に応じて能力を十分発揮し、活躍できる環境が整うよう啓発に努めるとともに、女性の活躍に関する情報提供に努めます。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブアクション(※16)）の推進啓発	町内企業へ女性の活躍推進法の啓発周知及び女性登用に関する取組を促進します。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女のそれぞれ少ない職業分野への参加促進	広報紙や4コマ漫画などを通じて、性別にとらわれない職業分野への参画を推進します。	男女共同参画センター
自営業における家族従事者の就労環境の改善促進	商工会や農業協同組合などとの連携により、就労環境の改善へ向けた啓発を推進します。	産業観光課
農業分野における女性の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥取県指導農業士の女性割合 R元年度40%→R7年度目標40% ○ 農業協同組合の女性正組合員加入割合 R元年度16.6%→R7年度目標30% ○ 農業協同組合役員への女性割合 R元年度0%→R7年度目標15% ○ 家族経営協定(※17)の締結農家数 R元年度13件→R7年度目標15件 	産業観光課

※16 ポジティブアクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている方に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。

※17 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づきルールを文書で取り決めること。

③女性の再就職などチャレンジ支援

女性が就労を継続していくためには、「家事・育児・介護は女性が担うべき」といった固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会的慣行を改め、男性も家事・育児・介護に参画しやすい職場環境を推進するための啓発を行うなど、女性の再就職などに対する支援を行います。《女性活躍推進法関連》

具体的施策	施策内容	担当課
再就職に向けた支援活動の推進	再就職支援講座など、再就職に関する相談・就業支援の情報提供を行います。	産業観光課 教育委員会 男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
女性起業家・女性自営業者に対する支援活動の推進	女性チャレンジ講座などを開催し、女性の起業に関する相談に応じるとともに、活動支援を図ります。 農業協同組合・農業改良普及所と連携して女性の農業起業グループへの活動支援を図ります。	産業観光課 男女共同参画センター
保育所入所に関する情報提供	保育所の入所手続きや入所状況を町ホームページへ掲載し、働く保護者の家庭と仕事の両立支援を図ります。	町民課 企画課

4 家庭における男女共同参画の推進



【現状と課題】

家庭において、女性と男性が共に家庭内の役割を分担することは、男女共同参画の基本的な考え方の一つです。

しかし、[アンケート調査]では、家庭生活の分担について尋ねた項目において、家事や育児、介護については、現在も妻または女性に負担が偏っていることがわかりました。国の資料（総務省「平成28年社会生活基本調査」）からも、職業の有無に関わらず、家事・子育て・介護などは、依然として女性が担っている現状が報告されており、諸外国との国際比較においても、男性の家事・育児関連時間は少なく、女性の負担が大きいことが明らかです。

また、家庭生活の分担に対する満足度を聞いた設問では、女性では『満足派』は約3割だったのに対して、男性では5割以上が満足しており、『満足派』と『不満足派』の割合は男女間で差が大きく、その傾向は従来から変わっていません。

家庭は、生活の基盤となる場所であり、特に子どもにとっては人格を形成する上で非常に大きな役割を担っております。そのため、家庭における男女共同参画の推進は、重要な分野の一つといえます。

男女がお互いを尊重し支え合う気持ちを持って、どちらか一方に責任と負担が偏ることがないように、役割分担を行っていくことが重要です。

図-6

問5 次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。

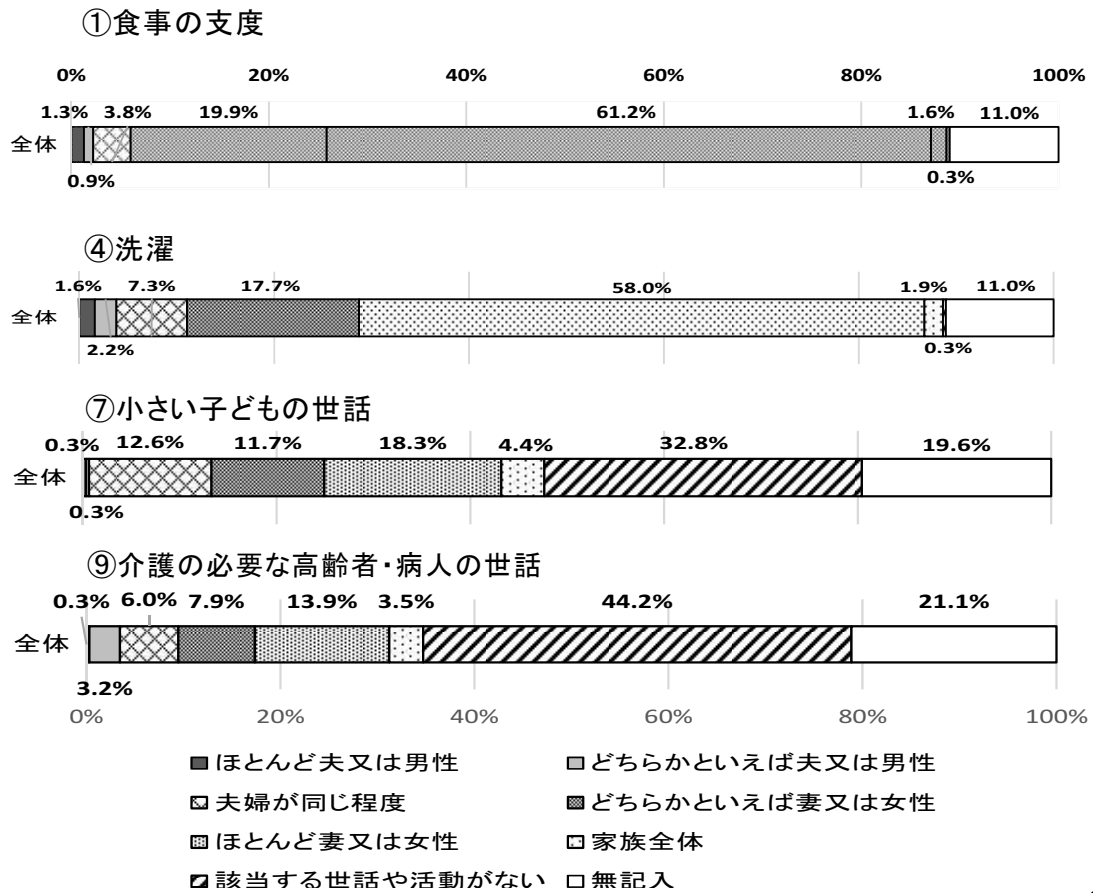
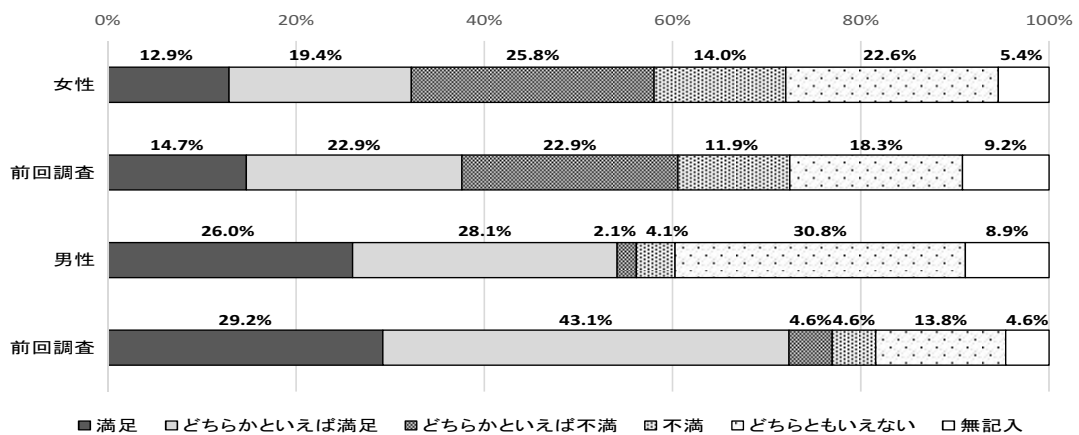


図-7

問6 現在の家事分担について、あなたは満足していますか。



【施策の方向性】

①家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消

家庭において男女共同参画の考え方が根付き、実践されていれば、子どもは男女共同参画・男女平等を当然のこととして身に付けることができます。このような意味でも、男女がともに働き、家事・育児・介護を担うことについて啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
子育て支援フェスタの開催	男女が共に関わる子育ての推進に向けた啓発のため、子育て支援フェスタを開催します。	子育て支援センター
母親・父親の育児講座の開催	各保育所、小学校・中学校の保護者を対象とした子育て講座を実施し、家庭内における固定的性別役割分担意識の見直しを図ります。	各保育所 子育て支援センター 町民課 教育委員会 男女共同参画センター

②男性の家庭生活への参画促進

男女が互いに尊重し、支え合いながら、家庭生活を営む上で、男性が積極的に家庭生活へ参画していくことは不可欠であり、子育て等における固定的性別役割分担意識の見直しなどの啓発講座を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
父親の育児講座の開催	男性の子育て講座、育児講座、料理教室などを実施し、父親の育児参加への啓発を行います。	教育委員会 中央公民館 男女共同参画センター
男性の家庭・地域への参画を可能とする働き方の啓発	男性が家庭・地域へ参画しやすい働き方の改善に向けた啓発を行います。	全課
介護における参画意識の啓発	在宅医療・介護体制の充実を図るとともに、男性が参加しやすい介護講座を開催するなど、介護における参画意識を啓発します。	保健課

③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が相互に協力し、家庭の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活が送れるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。《女性活躍推進法関連》

具体的施策	施策内容	担当課
鳥取県男女共同参画推進企業認定制度の普及啓発	「仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業」への認定啓発を行います。 R元年度 24 事業所 → R7年度目標 30 事業所	産業観光課 総務課 男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
職場中心の意識、ライフスタイルの見直し啓発	仕事と家庭の調和を図るため、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進などを図ります。	全課

5 生涯を通じた男女の健康支援



【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

〔アンケート調査〕では、男女共同参画社会を実現するために八頭町に取り組んでほしい施策のうち健康に関する項目として、「妊娠・出産・育児に関する保健指導」では、10代から30代の女性で回答が多く、「健康の保持・増進」では、10代から20代及び60代から70代の女性と70代の男性で多くなっています。女性は、心身の状態が人生の各段階（ライフステージ）で大きく変化する特性があるため、男性に比べ健康に関心が高く、特に“リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※2）”（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要と言えます。

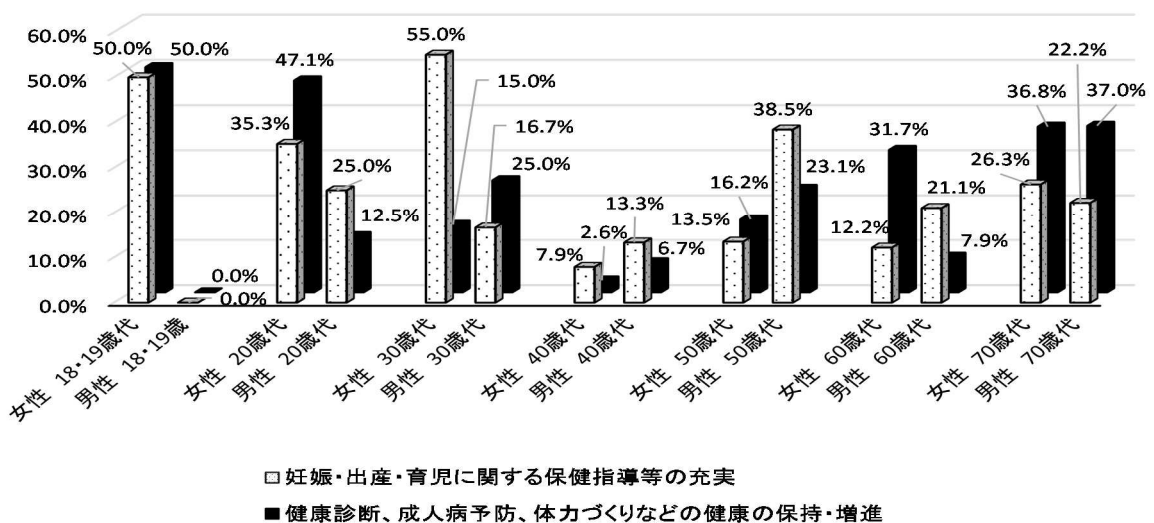
男女が健康保持に向け、互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、定期的に健康診断を受けるなど、生涯にわたり包括的に支援するための取組を推進するとともに、女性の健康にとって特に大きな節目となる妊娠・出産期において、男女共同参画社会を実現するための支援を受けやすい環境の整備を行う必要があります。

※2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（再掲）

性と生殖に関する健康・権利。平成6（1994）年の国連会議（国際人口・開発会議）で採択された「行動計画」において提唱された考え方。すべてのカップルと個人が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて自由に責任を持って選択し、自ら決定する権利。

図-8

問24 男女共同参画社会を実現していくために、今後、八頭町はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。【当てはまる数字すべてに○をつけてください。】（抜粋）



※回答は各設問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で表示してあります。

【施策の方向性】

①各年代に応じた男女の健康増進

男女が年代や健康状態に応じて適切に自己管理を行えるような健康教室・運動教室、相談体制の充実を図り、人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進に向けた啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
健康診査等受診率の向上	ライフステージに応じた健診等受診率の向上 ○ 特定健診受診の促進 ○ 乳がん検診受診の促進 R元年度21.0%→R7年度目標50% ○ 子宮がん検診受診の促進 R元年度34.0%→R7年度目標50%	保健課 町民課
生活習慣病、介護予防対策の促進	介護予防、自立促進・健康増進に向けた運動機能向上、口腔機能向上、認知症支援の啓発を行うなど、予防についての周知・啓発を行います。	保健課 地域包括支援センター

②母性の保護と母子保健対策の推進

女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が健康に過ごすため、心身及びその健康について正しい知識の習得・情報の提供や、男性を含め広く社会全体の認識が高まるよう啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	母性健康管理措置、母性保護規定などについて、母子健康手帳の交付時などの機会に情報提供を行います。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツがすべてのカップルと個人を対象としているとおり、性と生殖に関する平等な関係性について男女が理解しあい、尊重し合うことの大切さなどについても啓発を行います。	保健課 男女共同参画センター
妊娠・出産・産後などにおける女性の健康づくり支援	妊婦健康診査、産後健康診査、乳幼児健康診査、産後ケア(※18)などを実施し、産前産後の女性に対して情報提供を行うなど相談・支援の充実を図ります。また特定不妊治療費の助成を行います。	保健課

※18 産後ケア

産後に育児不安、出産・育児の疲れによる体調不良、家族などの手助けが十分受けられなくてつらいなど支援が必要な女性を対象に、安心して子育てができるよう、産後のお母さんと赤ちゃんに対して行われる支援（ケア）。

③健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

バランスのとれた食生活、地域における日常的なスポーツ活動を推進することにより健康の保持増進を図り、一人ひとりが健康で充実した生活を送れるよう、生活習慣の見直しや健康づくりを支援します。

具体的施策	施策内容	担当課
生涯を通じての食育の推進	広報紙などによる啓発を実施するなど、生涯を通じて健全な食生活を送るための食育に取り組めます。	保健課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	各種スポーツ大会を開催するとともに、水中運動教室や体操教室などスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。	保健課 教育委員会

Ⅲ 男女がともに支え合う地域づくり

6 政策・方針決定過程への女性の参画拡大



【現状と課題】

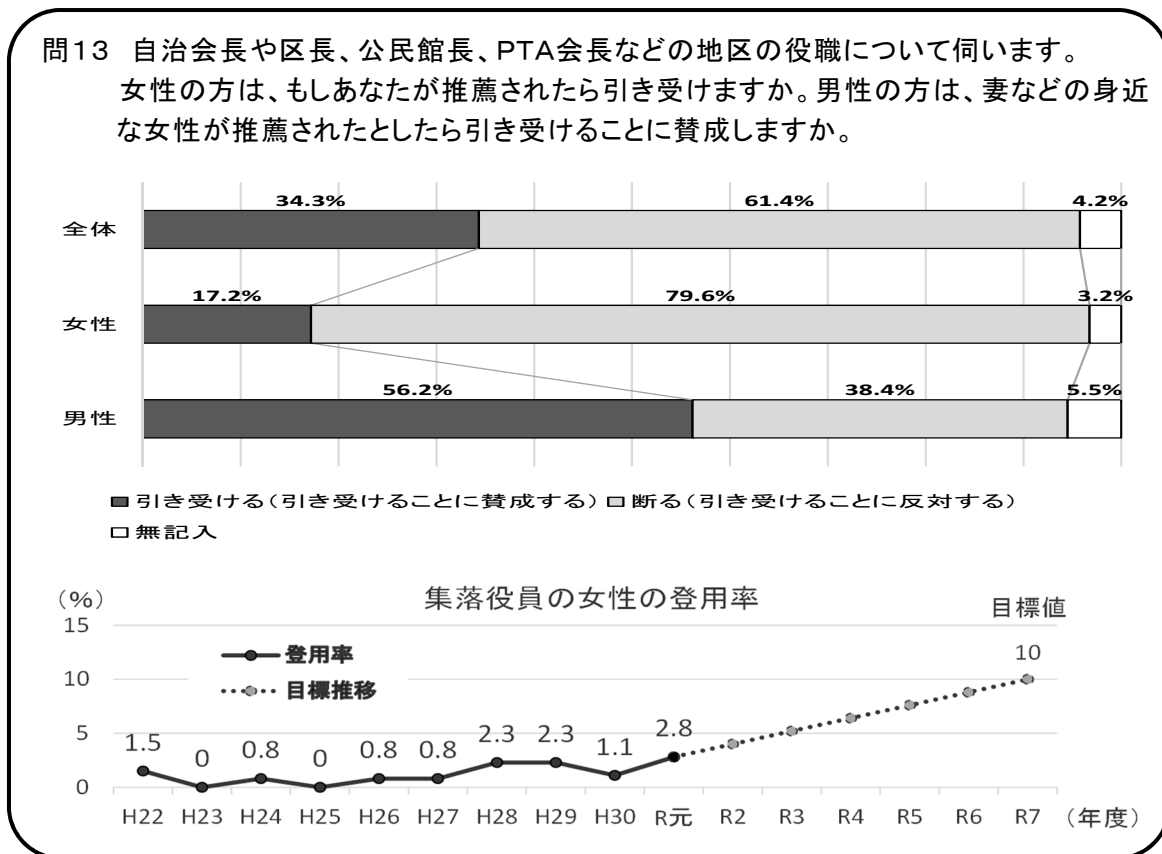
豊かで活力のある持続可能な社会を作り、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するためには、政策・方針決定過程での女性の参画が進み、様々な視点が確保されることが必要です。

八頭町において、条例などにより設置されている各種審議会委員などへの女性の登用率は、令和元年度が42.8%で平成27年度と同じ水準であり、第3次プランでの目標数値50%は達成していませんが、県内では高い水準を維持しています。

しかしながら、[アンケート調査]では、男性は過半数を超える方が身近な女性が区長を引き受けることに[賛成]していますが、当事者の女性は約8割の方が[断る]と回答しています。実際に女性の自治会役員の登用率は非常に低い数値となっています。

様々な視点や価値観を行政や政策に反映していくためには、女性自身が積極的に社会に関わっていく姿勢は当然必要ですが、家族や地域など周囲に存在する固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、女性の参画に協力・支援していくことも重要です。

図-9



【施策の方向性】

①意思決定の場への女性の参画拡大

町の政策・方針決定過程に関わる審議会などへの女性の登用を推進するとともに政策立案において、多様な町民ニーズの把握に努めます。

具体的施策	施策内容	担当課
審議会等委員などへの女性の登用促進	性別や年代に関わらず多様な意見を町の政策・方針決定に反映するため、各種審議会などへの女性登用を促進します。 ○ 審議会委員等への女性の登用率 R元年度42.8%→R7年度目標50% ○ 農業委員への女性登用率 R元年度28.6%→R7年度目標36% ○ 老人クラブにおける女性役員の登用率 R元年度12.5%→R7年度目標30%	全課
各種団体などへ女性の登用拡大に向けて協力要請	各種団体に向けて女性の登用促進のための広報や啓発、協力を要請して行きます。	男女共同参画センター
男女共同参画の意識啓発	意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発し、性別にとらわれない男女共同参画の意識啓発を促進します。	全課

②女性の人材・リーダーの育成

女性が政策・方針決定の場へ積極的に参画する上で必要な知識などを身につけられるよう、学習機会や情報の提供、交流の推進などを行い、地域活動などにおいてリーダーとなる人材の育成を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
女性の活躍促進のための取組	女性の能力が十分発揮できる環境や意識づくりに努め、男女共同参画意識を高める学習機会の提供を図ります。	全課
男女共同参画リーダー養成	日本女性会議など、国内・県内などで開催される男女共同参画をテーマとした研修会、講座などに町民を派遣し、男女共同参画リーダーの養成を図り、男女共同参画の推進に向けた意識啓発に努めます。	男女共同参画センター

③まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

町民の半数以上を女性が占める状況にあって、まちづくりを推進していく上で、女性の声を各種施策や地域活動へ反映させていくことは不可欠であり、集落役員への女性登用促進を図り、男女共同参画のまちづくりを推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
女性が参画しやすい環境づくりの啓発	地域において女性の意見が反映されやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。	全課
集落役員（自治会役員）の女性の登用促進	積極的な広報・啓発を行い、集落役員の女性登用の意識啓発を行います。 R元年度2. 8%→R7年度目標10%	総務課 男女共同参画センター

7 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し



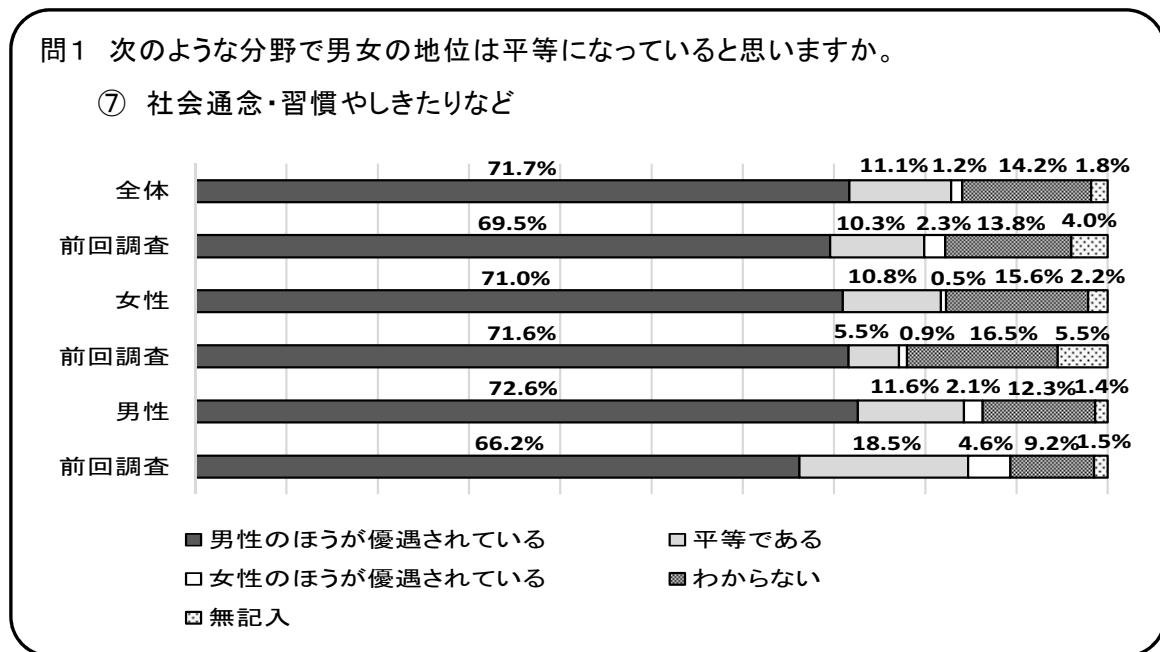
【現状と課題】

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、法律や制度の整備が進められ、様々な分野で男女の平等感も改善方向にあります。しかし、現実には固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見などの影響により、女性と男性のどちらに対しても中立的に機能していない場合があります。

また、[アンケート調査]でも、社会通念・習慣やしきたりなどの面において、男女ともに7割以上の方が「男性優遇」と回答しており、前回調査とほぼ同じ結果となりました。

女性も男性も社会のあらゆる分野で、性別による差別的取り扱いを受けず、個性と能力を十分に発揮する機会が確保される社会づくりは、国が掲げる重要政策の一つでもあり、その理解について啓発を促進し、意識の醸成を図ることは、男女共同参画社会を形成する上で極めて重要です。

図-10



【施策の方向性】

① 住民活動への女性の参画

地域社会において、「男性が中心な役割、女性は補助的な役割」などの男性中心の慣習やしきたりが、未だ見受けられるなか、男女共同参画に関する集落研修などを通じて意識啓発を図ります。

具体的施策	施策内容	担当課
男女共同参画センターの充実	学習・啓発・人材育成・集落や各種団体への出前講座などの男女共同参画に関する各種事業を実施します。	男女共同参画センター

②多様性を認め合う意識の啓発

社会活動の選択において、性別により不便さを感じることなく、中立的に機能するよう慣習を見直すとともに、性別に関わりなく同等に仕事と家庭、地域活動などに責任を担える社会環境の整備や多様性を受け入れる意識啓発を推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
固定的性別役割分担意識是正のための啓発	性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら共に参画できる男女共同参画社会の形成についての講座・研修を開催し、広報・啓発に努めます。	全課
男女共同参画フェスティバルの開催	実行委員会と協働で開催し、男女共同参画の推進へ向けた啓発を行います。	男女共同参画センター
男女共同参画カルタ・子育てカルタの活用	男女共同参画カルタや子育てカルタについて、時代に合った内容への更新を図り、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、各種研修会や講演会などでの利用啓発を行います。	男女共同参画センター

③人権を尊重した社会環境の醸成

一人ひとりの考え方や行動、人権が尊重され、男女が対等な立場で社会活動や地域活動に参画できる環境づくりや男女共同参画社会の形成についての効果的な広報・啓発活動などを推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
男女共同参画に関する相談窓口の充実	弁護士によるなんでも相談を実施します。	男女共同参画センター
図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する図書・絵本・DVDなどの充実及び貸出、パンフレットなどの資料を収集するとともに情報提供を行います。	男女共同参画センター
町報による広報	4コマ漫画や男女共同参画週間、DV防止月間など時期や社会情勢に合わせて町報やホームページ、ケーブルテレビなどにより啓発します。	男女共同参画センター 企画課

8 地域における男女共同参画の推進



【現状と課題】

“地域”は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、町民がいきいきと暮らす“まちづくり”を推進するためには、あらゆる分野で女性の参画を進め、多様な視点や意見を取り入れることが必要です。

しかし、[アンケート調査]では、町内会・地域における男女の地位について、依然として3割以上の方が「男性優遇」と回答しており、「平等である」と回答した人の割合は、以前よりわずかに増加していますが、男性よりも女性の方が10ポイント近く低くなっています。地域活動や自治会への参加も5割以上が男性であり、女性の参加が少ないことから、女性が発言する機会も少なく、意見が反映されにくい状況であると言えます。

八頭町においても、少子高齢化・人口減少など、様々な課題に直面している中で、活力あふれる八頭町の更なる発展のためには、様々な視点から課題解決ができる人材の確保が必要です。そのためには、性別や年齢等が多様であり、性別などによって役割が固定化されないことが重要です。

図-11

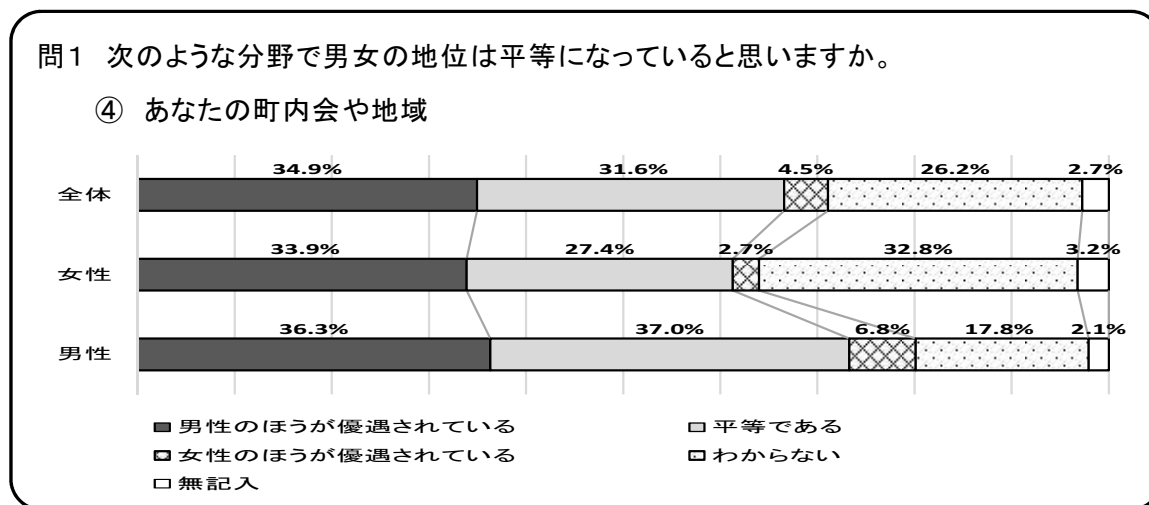
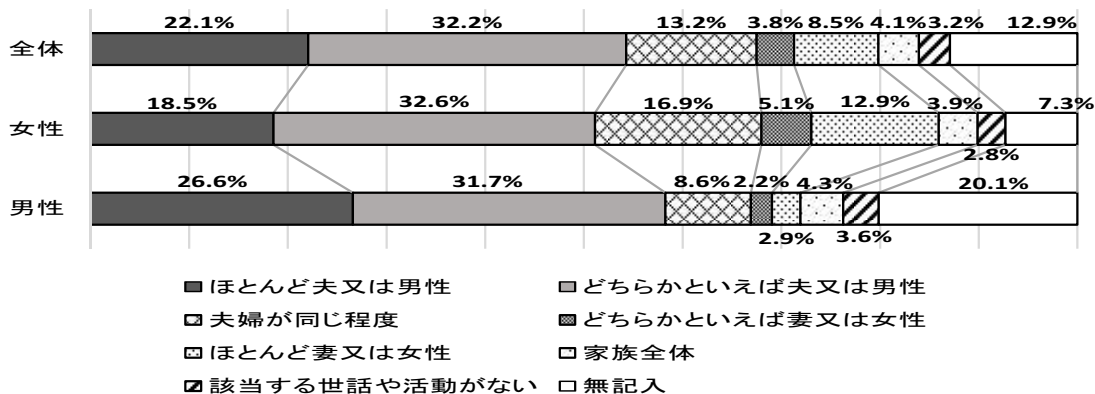


図-12

問5 次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。

⑩ 地域の活動、自治会・町内会



【施策の方向性】

①地域活動団体などの育成・支援

男女共同参画センター登録団体との連携や支援を行うとともに、登録団体制度の普及啓発を行い、地域活動団体における男女共同参画を推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
シルバー人材センターの充実	男女がともに高齢者になってもその知識や経験を生かした多様な参画の場づくりを進め、社会参加活動を支援します。	福祉課
地域活動団体との連携	地域でさまざまな活動を行う団体に対して、男女共同参画登録団体制度の周知を図り、登録団体に対する啓発支援を通じて男女共同参画社会の実現を目指します。	男女共同参画センター

②防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

防災分野においては、事前の備え、避難所運営、被災者支援などの面で、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点から災害対応を行うことが重要であり、被災時における男女のニーズの違いを考慮した各種対応マニュアルの作成、防災分野における女性リーダーの育成などを推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
地域防災・災害における男女共同参画の推進	被災した立場でも、現場で活動する立場でも男女それぞれの働きが重要となるため、性別にとらわれず、多様な考え方が活かされるよう、地域防災・災害対策への女性の参画を促進します。	総務課 防災室 男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
バリアフリー(※19)、ユニバーサルデザイン(※20)の推進	公共施設建設に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化に配慮するとともに、各種講演会などでは手話通訳の配置に努めます。	全課

※19 バリアフリー

障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態。

※20 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

③子育て支援サービスの充実

子育て分野における相互援助活動を通じて、安心して子育てできる環境づくりや女性の地域参加を支援するとともに、様々な地域活動に年齢・性別によらず参画できる基盤づくりを推進することで、多様化・複雑化する地域の課題解決に向けた地域住民の結びつき強化に努めます。

具体的施策	施策内容	担当課
保育サービスなどの充実	乳児保育、障がい児保育、延長保育、土曜保育、一時保育、送迎バス運行や第2子以降保育料無料化を実施するとともに、子育てと仕事の両立支援、相談機能の充実を図ります。	町民課 各保育所 子育て支援センター
地域における子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター(※21)事業、子育て支援センター事業、放課後児童クラブなどの充実に努め、地域における子育てを支援することで保護者の就労や社会参加を推進します。	町民課 子育て支援センター

※21 ファミリーサポートセンター

地域において育児を応援してほしい方(依頼会員)と育児を支援したい方(支援会員)が一時的に子どもの世話を有料で行う相互援助活動事業。

第3章 計画の推進

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するために、次のとおり推進体制を整備します。

1 八頭町男女共同参画審議会の設置

八頭町男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に関する重要事項について調査及び審議します。

2 行政内部の推進体制の整備

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するために、役場内部に「八頭町男女共同参画推進本部」を設置し、各課と連携を図りながら総合的に施策に取り組みます。

3 民間団体及び地域住民との連携

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、行政の取組はもとより、民間団体、企業、老若男女を問わず、すべての地域住民と連携を図りながら取組を進めます。

4 八頭町男女共同参画センター〈かがやき〉

「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」の理念を反映し、男女共同参画推進拠点施設として、普及・啓発、相談、調査、情報収集・提供などの諸事業を実施します。